



島根県報

令和元年12月6日（金）

号外 第 7 9 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始（2件）

（ ” ） 5

告 示

島根県告示第441号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年12月 6 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	431号	松江市米子町8番37地先から同町8番地先まで	前	メートル 12.70～ 14.30	メートル 7.50	交通安全工事 拡幅
			後	12.90～ 15.60	7.50	
〃	〃	松江市米子町8番地先から同市南田町32番2地先まで	前	12.80～ 27.30	171.40	交通安全工事 拡幅
			後	12.80～ 34.40	171.40	
県 道	松江島根線	松江市和多見町81番地先から同市東本町三丁目96番地先まで	前 A	14.10～ 26.00	454.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 街路工事 拡幅 ダブルウェイ 仮設道設置
			A	21.90～ 53.70	454.00	
			後 B	12.00～ 53.70	344.00	
〃	仁摩邑南線	邑智郡邑南町高見165番地先から同187番1地先まで	前	11.95～ 15.10	46.18	災害復旧工事 拡幅
			後	13.54～ 19.92	46.18	
〃	川本美郷線	邑智郡川本町大字川本1924番2地先から同地先まで	前	3.13～ 4.28	17.39	災害復旧工事 拡幅
			後	3.13～ 6.31	17.39	

〃	邑南飯南線	邑智郡美郷町都賀西821番2地先から同地先まで	前	16.77～ 18.62	3.34	災害復旧工事 拡幅
			後	16.91～ 19.52	3.34	

島根県告示第442号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	安来木次線	雲南市木次町寺領339番19地先から同3041番1地先まで	前	メートル 9.36～ 34.96	メートル 236.89		道路改良工事 拡幅
			後	10.80～ 56.78	236.89		
〃	邑南飯南線	飯石郡飯南町下赤名2782番2地先から同1487番1地先まで	前	9.61～ 48.20	72.82	雲南県土整備 事務所	減幅 町道移管
			後	8.62～ 39.04	72.82		
〃	〃	飯石郡飯南町下赤名976番1地先から同972番2地先まで	前	32.57～ 55.95	38.75		減幅 町道移管
			後	25.88～ 32.57	38.75		
〃	三隅井野長 浜線	浜田市内村町159番3地先から同町166番1地先まで	前	16.00～ 49.50	265.70	浜田県土整備 事務所	道路改良工事 拡幅
			後	23.50～ 128.60	265.70		

島根県告示第443号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	488号	益田市猪木谷町口1029番6地先から同町口518番7地先まで	メートル 140.00	令和元年 12月6日	益田県土整備 事務所	
県道	須川谷日原線	鹿足郡津和野町相撲ヶ原1194番6地先から同1193番4地先まで	110.00	令和元年 12月6日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	

島根県告示第444号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年12月6日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	川本美郷線	邑智郡川本町大字川本1924番2地先から同地先まで	メートル 17.39	令和元年 12月10日	県央県土整備 事務所	
〃	邑南飯南線	邑智郡美郷町都賀西821番2地先から同地先まで	3.34	令和元年 12月6日		